

Hib（ヒブ）ワクチンにおける死亡例について

1. 今回の報告期間までの報告状況について

- 前回の合同部会においては、死亡例の報告頻度が、急ぎの検討を行う目安である 10 万接種あたり 0.5 を上回っていたが、報告期間内に新たに報告された 1 例は報告医が強く因果関係を認めた症例ではなかったこと、また報告期間後に新たに報告された死亡例はなかったことを踏まえ、死亡例やそのほかの副反応の発生状況についてモニタリングを継続することとされたところ。
(参考：小児の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについては、6 ヶ月間における死亡症例の報告頻度が 10 万接種あたり 0.5 を上回るかを、急ぎの検討を行う目安として部会検討時に確認している。)
- 今回の報告対象期間である、令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日において新たな死亡例の報告はなかった。
また、直近の状況を確認するため、令和 8 年 1 月 27 日までに報告された症例を対象として報告件数や報告内容を確認したが、新たな死亡例の報告はなかった。

2. 報告状況を踏まえた今後の対応について

- 今回、令和 7 年 1 月から令和 7 年 6 月の 6 ヶ月間から、令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月の 6 ヶ月間における報告受付日をもとにした死亡例の報告頻度が 10 万接種あたり 0.5 を上回っていたが、前回の合同部会以降、新たな死亡例の報告はなく、状況に変化がないことから、引き続き死亡例等の発生状況についてモニタリングを継続することとした。